

総務常任委員会 所管事務報告
資 料
平成31年3月7日

(仮称) 西宮市行政経営改革基本方針の策定について

1. 策定の背景

本市では、阪神・淡路大震災を境として財政状況が大きく変化したため、3次にわたる「行財政改善実施計画」を策定し、財政状況の改善に取り組んできました。また、これとは別に、新しい公共経営の考え方（NPM理論：New public Management）を取り入れた「西宮市行政経営改革基本計画（平成16～20年度）」を策定し、「行政経営型マネジメントの確立」と「参画と協働によるまちづくりの推進」を柱とした取り組みを行ってきました。

計画期間終了後の平成21年度以降も、この理念を引き継いで各種の取り組みを行い期間終了後10年が経過しましたが、未だその取り組みが十分に浸透し、効果を発揮しているとは言えず、社会経済情勢の変化も見られることから、行政経営に関する新たな方針の策定が必要となってきました。

2. 策定の目的

今後の財政見通しでは、社会保障関係経費の伸びに加え、公共施設の老朽化対策にかかる経費の増大が見込まれる一方、歳入においては人口減に伴う税収の伸び悩み、さらには国の財政状況を考えると地方交付税の削減も十分に想定されることから、財政運営が厳しくなっていくことは避けられないものと考えられます。

このため、持続可能な行財政運営を維持しつつ、第5次総合計画（事業計画）の事業を着実に推進するために策定するものです。

3. 位置づけ

今後の本市の行財政運営（行政経営）における基本的な方向性や考え方を示す指針となるもので、第5次総合計画の下位計画として位置付けます。

なお、具体的な取組み内容については別途、実施計画（アクションプラン）を策定することとします。

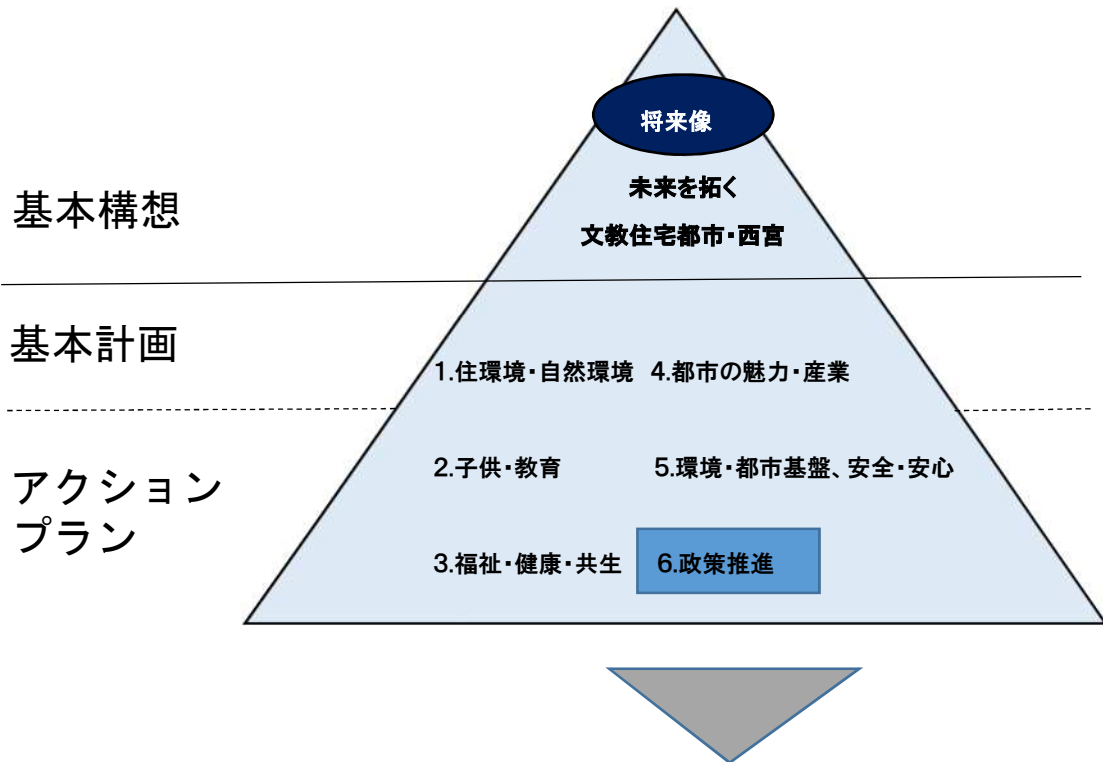
4. 取組期間

取組期間は、第5次総合計画の期間と合わせて、平成31（2019）年度から平成40（2028）年度までの10カ年とします。

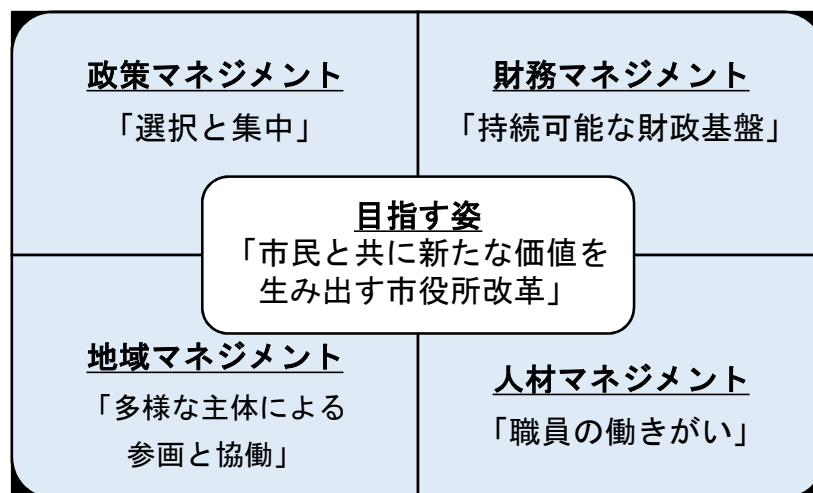
また、計画期間を3年程度とする実施計画（アクションプラン）を策定し、社会経済情勢の変化に合わせて、適宜、見直しを行うこととします。

5. 方針の骨子

第5次総合計画



4つのマネジメント



【目指す姿】

「市民と共に新たな価値を生み出す市役所改革」

【取組み内容】

I 選択と集中による経営資源の適正配分

- 客観的データに基づいた行政経営
- 新たな行政経営の仕組みづくり
- 全庁的な業務効率化の推進
- 組織管理・事務管理の最適化
- ICTの活用

II 持続可能な財政基盤の確立

- 健全な財政運営
- 公共施設マネジメントの推進
- 計画的な施設の整備保全
- 収納対策の推進
- 契約検査の適正執行
- 民間活力・ノウハウの活用
- 広域連携の推進
- 公営企業、外郭団体等の経営改革

III 行政・市民・企業等多様な主体による参画と協働を軸とした地域経営の推進

- 地域力の向上
- 地域行政の見直し
- コミュニティ拠点施設の有効活用
- 民間活力・ノウハウの活用（再掲）
- 広報力の強化
- 広聴機会の充実

IV 職員の意欲・能力を発揮できる働きがいのある市役所づくり

- 人事管理・人材育成の充実
- ワーク・ライフ・バランスの推進

6. 策定のスケジュール

【基本方針の策定】

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
方針策定	骨子			方針策定			実施計画(アクションプラン)策定			
市議会	所管事務報告			所管事務報告			所管事務報告			
その他				パブリックコメント						

※ 基本方針の策定後、平成31年度中に実施計画（アクションプラン）を策定します。

7. 検討及び推進体制

①西宮市経営改革本部

市長を本部長、副市長を副本部長として、局長級職員等で構成します。

本方針及び実施計画（アクションプラン）の検討と着実な進捗を図るため、進捗状況の管理等を行います。また、専門部会で協議した専門的な事項について情報共有と検討を行います。

②専門部会

専門的、組織横断的に調査研究・協議が必要な課題について、個別に専門部会を設けます。

③外部委員

専門的な視点での助言・支援を受けることなどを目的に、有識者で構成する外部委員の活用を検討します。